

(参考資料)

国語審議会答申「外来語の表記」より抜粋

本 文

「外来語の表記」に用いる仮名と符号の表

- 1 第1表に示す仮名は、外来語や外国の地名・人名を書き表すのに一般的に用いる仮名とする。
- 2 第2表に示す仮名は、外来語や外国の地名・人名を原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合に用いる仮名とする。
- 3 第1表・第2表に示す仮名では書き表せないような、特別な音の書き表し方については、ここでは決めを行わず、自由とする。
- 4 第1表・第2表によって語を書き表す場合には、おおむね留意事項を適用する。

第1表					
					ツ (促音) ー (長音符号)
					シェ チエ ツエ ツオ
					ティ 斐 フエ フオ
					ジエ
					デイ デュ
第2表					
					イエ ウエ ウオ
					クエ クオ
					トウ
					グア ドウ
					ヴィ ヴ
					テュ ヴェ ヴオ
					フュ ヴュ
ン (撥音)					

### 留意事項その1（原則的な事項）

- 1 この「外来語の表記」では、外来語や外国の地名・人名を片仮名で書き表す場合のことを扱う。
- 2 「ハンカチ」と「ハンケチ」、「グローブ」と「グラブ」のように、語形にゆれのあるものについて、その語形をどちらかに決めようとはしていない。
- 3 語形やその書き表し方については、慣用が定まっているものはそれによる。分野によって異なる慣用が定まっている場合には、それぞれの慣用によって差し支えない。
- 4 国語化の程度の高い語は、おおむね第1表に示す仮名で書き表すことができる。一方、国語化の程度がそれほど高くない語、ある程度外国語に近く書き表す必要のある語——特に地名・人名の場合——は、第2表に示す仮名を用いて書き表すことができる。
- 5 第2表に示す仮名を用いる必要がない場合は、第1表に示す仮名の範囲で書き表すことができる。  
例 イエ→イエ ウオ→ウオ トウ→ツ, ト ヴア→バ
- 6 特別の音の書き表し方については、取決めを行わず、自由とすることとしたが、その中には、例えば、「スイ」「ズイ」「グイ」「グエ」「グオ」「キエ」「ニエ」「ヒエ」「フヨ」「ヴヨ」等の仮名が含まれる。

(以下略)